

令和6年1月23日からの大雪等に伴う災害により被災された 組合員・被扶養者の方へ

医療機関を受診するとき

<組合員証等がない場合の受診>

組合員証等がない場合であっても、医療機関の窓口で、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）及び勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられます。

<組合員証等の再発行>

被災により、組合員証・組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます）を紛失・汚損した場合、再発行を行っておりますので、できるだけ早く再発行の申請をお願いします。

再発行の申請は、通常、所属所の庶務担当を通じて行いますが、所属所での申請が困難な場合は、直接、支部（厚生課共済担当）に対し申請を行うことができますので、お問い合わせください。

災害に関する給付

<災害見舞金・被災見舞金>

自然現象による天災、その他非常災害により、住居や家財に損害を受けたとき、損害の程度に応じて災害見舞金・被災見舞金が支給される場合があります。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。

<弔慰金・家族弔慰金>

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡された場合には、弔慰金又は家族弔慰金が支給されます。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。